

令和5年第4回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年4月7日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本庁4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	○			
		吉田繁	○			
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○			
				松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫	○			
		大谷章	○			
				白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第7号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第9号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第10号	農用地利用集積計画書の承認について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 50】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第4回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。雨の方もちょっと小降りになったのかなという感じがするんですけども、種今季に雨が降って畑の方にはいい雨かなと思っています。あんまり強く降らないでほしいなというところです。また、各地区の方からの推薦とかもありまして、農業委員、推進委員の募集につきましては、3月末で〆切をさせていただきまして、農業委員14名のところ15名、推進委員5名のところ6名それぞれ1名ずつプラスされています。選定にあたっては、事務局の方で、審査委員会等で、引き続き審査されていくことと思いますが、二期目をまた、三期目、四期目を引き続いて農業委員を応募された方は、またよろしく願いいたします。農業委員会の方も人事異動で、この7月7日の農業委員会でのこのメンバーでの会議は最後となります。新しい体制を組んでいこうかなと思います。
それでは、事務局の方から案件の概略説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第4回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
はじめに、報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について高鷲地区1件です。
次に、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区2件です。
次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について古市地区1件です。
最後に、議案第10号 農用地利用集積計画書の承認について駒ヶ谷地区1件です。
本日ご審議いただきます案件については、報告案件が1件、議案案件が4件の合計5件となります。
なお、本日欠席の委員は、埴生地区の松山委員です。
それでは議長、ご審議の程よろしくをお願いします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を古澤委員さんと吉田繁委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。まず、報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号農地法第4条第1項第8号の届出につきまして、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第4条の届出は、権利の移転が伴わない土地利用の届出です。

1件目です。地図案件位置図4条届出をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。●●●●●●●●

対象農地は、高鷲八丁目34番 地目は、田 面積は、1114㎡

届出人は、●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分4分の2）

●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分4分の1）

●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分4分の1）です。

転用目的は、集合住宅新築です。

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

以上です。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件ご説明させていただきます。本件は、農地の所有権移転を行うものです。

まず、1件目です。

地図の3条許可をご参照ください

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は、壺井219番 地目は、田 面積は、502㎡

壺井221番 地目は、田 面積は、535㎡

壺井225番 地目は、田 面積は、578㎡

合計3筆 1,615㎡

譲渡人は、●●●●●●●● ●●●●●●●●様

譲受人は、●●●●●●●● ●●●●●●●●様

所有権移転後の世帯耕作面積は、12,195㎡となります。

譲受人の農作業歴は25年で、申請地の近隣に居住されております。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、田植機等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

説明は以上となります。

次に2件目です。

地図の3条許可をご参照ください

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、飛鳥73番4 地目は、面積は、田 面積は、157㎡

譲渡人は、●●●●●●●● ●●●●●●●●様

譲受人は、●●●●●●●● ●●●●●●●●様

所有権移転後の世帯耕作面積1961.49㎡となります。

譲受人の農作業歴は10年で、夫と2人で耕作をされています。

農機具につきましては、耕運機、トラクターはリースですが草刈り機を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

京谷議長 まず1件目の駒ヶ谷地区壺井の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月28日に現地確認いたしましたところ、トラクターか耕運機のようなものできれいにされていました。これからも確認していきたいと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

- 京谷議長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区壺井の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
- 京谷議長 2件目の駒ヶ谷地区 飛鳥の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 3月28日に現地確認いたしました。山下さんが11月に進入路を購入されておまして、そのあと、今、松浦さんが作っておられたところを購入され、これから田んぼ、稲作をされるということで問題はないと思います。
- 京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区 飛鳥の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
- 京谷議長 次に、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。
本件は、市街化調整区域内の農地について、農地の所有者が転用行為を行うものです。
申請者は、●●●●●●●●様、申請地は、古市1789番1
地目は、田、面積は、290平方メートル、転用目的は、露天駐車場です。
農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地と判断します。
- 申請地は、建設業（光ファイバーケーブル敷設工事）を営む事業者から、近畿一円での工事受注の増加に伴う作業車増車のため、駐車場が必要となり、本社に近接した駐車場を探していたところ、市道古市70号線、市道古市153号線に隣接し、交通の便、地形からも最適と判断した申請地を利用したいとの要望を受け、露天駐車場として整備するものです。
- 駐車予定台数は、高所作業車3台、軽トラック2台となっています。
- 次に、第2種農地の場合の代替性の検討については、事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも3か所ありますが、立地条件を確認したところ進入路が確保できず、また、同様な距離に2か所の土地があるものの、耕作を継続する意向及び、すでに他社が賃借しているため、本件申請地以外では事業目的の達成が困難です。

表面は砕石仕上げとなり、排水は雨水のみとなり、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。
隣接農地所有者からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。
資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 古市地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員は私にあたりますので、3月28日にわたしと古市地区の農業委員全員で現地を確認しました。
当該地の西側、北側、東側とも全て土地利用が図られており、農地が残るのは南側だけで、特に支障はないものと考えております。異議はございません。

京谷議長 地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、古市地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、議案第10号、農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号、農用地利用集積計画書の承認についてご説明させていただきます。
市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。
農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

地図の「利用集積計画」をご参照ください。

地区名は 駒ヶ谷地区です。

申請地は 飛鳥923番25 地目は、畑 面積は、1,993㎡

利用権の設定をする者（所有者等）は

●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分2分の1）
●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分4分の1）
●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分8分の1）
●●●●●●●● ●●●●●●●●様（持分8分の1）

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は

大阪市中央区南本町二丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人 様です。

利用権の設定を受ける者（転借人）は

●●●●●●●● ●●●●●●●●様です。

借り手の ●●様は、2019年大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学にて短期プロ農家養成コースを修了し、その後、太子町ぶどう塾に入塾し現在にいたっています。また、耕作に必要な機材も揃えられています。

市長部局の産業振興課からも問題が無い旨、報告がありました。

設定する利用権は、使用貸借権となります。

貸付期間は 令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間となっております。

説明は以上です

ご審議よろしくお願いたします。

京谷議長 駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月28日に事務局の葉山さんと現地調査させていただきました。
ブドウ棚はアーチ形で40年以上は経っているがしっかりとしている。デラウェアでなく大粒のもので、雨除けのように上にビニールを張って、サイドについてはビニールがされておりません。ブドウ塾で勉強された方ですので、しっかりされていくというふうに思います。

京谷議長 借りられる方の住所が岸和田市ということで遠いのではないかと、そのあたりどうですか

事務局 現住所につきましては、岸和田市となっておりますが、近日中に太子町の方に移転されると聞いております。
羽曳野市の駒ヶ谷の方で今回、利用計画が出ておりますので、補助金の関係もありますので、岸和田市から近隣の太子町に引っ越してくるということになっております。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 20】